

議案第95号 三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について 地域主権一括法関連

総務課 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の一部改正により、これまで政令及び省令で定めていた布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。

【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）第38条（水道法の一部改正）

【制定内容】

| 法律（条文）  | 内容   | 参酌すべき政省令  |
|---|--|---|
| 水道法第12条（布設工事監督者の資格）<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">条例第2条において規定</div><br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">条例第3条において規定</div> | <p><b>水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、<u>当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事</u>に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。</b></p> <p>2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、<u>当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格</u>）を有する者でなければならない。</p>  | 水道法施行令第4条<br>水道法施行規則第9条<br><br><div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px; text-align: center;">政省令基準どおり</div>  |
| 水道法第19条<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">条例第4条において規定</div>   | <p><b>水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。</b>ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。</p> <p>2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>(1) 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>(2) 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査</p> <p>(3) 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>(4) 次条第1項の規定による水質検査</p> <p>(5) 第21条第1項の規定による健康診断</p> <p>(6) 第22条の規定による衛生上の措置</p> <p>(7) 第23条第1項の規定による給水の緊急停止</p> <p>(8) 第37条前段の規定による給水停止</p> <p>3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、<u>当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格</u>）を有する者でなければならない。</p> | 水道法施行令第6条<br>水道法施行規則第14条<br><br><div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px; text-align: center;">政省令基準どおり</div> |

【施行期日】 平成25年4月1日（※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り）